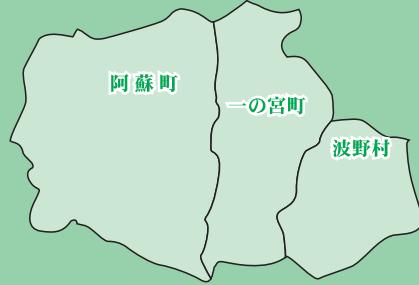


阿蘇中部3町村



# 合併協議会だより

発行責任者 / 阿蘇中部3町村合併協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部3町村合併協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011  
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

## 合併協議会の状況



2月10日（火）に第四回阿蘇中部3町村合併協議会が、一の宮町就業改善センターで行われました。

河崎会長のあいさつのあと、任意協議会の決算及び法定協議会の予算案、監査報告、小委員会の報告が行われました。

その後、今回協議事項の4議案について協議が行われ、そのうち2議案が承認され、2議案が継続協議となりました。

今回の審議経過及び提案事項については次のとおりです。

## 第4回協議会 2月10日（火）

### 場所

一の宮町／就業改善センター

関する小委員会の経過について次のとおり報告を行いました。

各町村において協議をいただきましたが、一の宮町においては「一

の宮町大字※※」を「阿蘇市一の

### 報告事項

#### ○報告第八号 平成十五年度任意協議会歳入歳出決算並びに監査報告について

任意協議会の決算について事務局から報告が行われました。その後、山部監査委員から監査報告がなされ、報告どおり承認されました。

「阿蘇町大字※※」を「阿蘇市※※」に、波野村においては「波野村大字※※」を「阿蘇市波野大字※※」に置き換えることで承認されました。

研修結果を踏まえ、一月二十九

日に第二回の委員会を開催し、本庁舎改修計画の検討を行い、電算室については七月末まで、本庁舎

#### ○報告第九号 平成十六年度法定協議会歳入歳出予算について

法定協議会予算案について事務局から報告が行われ、報告どおり承認されました。

各町村意見は基本的に原案どおりということでしたが、事務局から、法律の解釈により在任特例の

#### ○協議第七号 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）（継続）

また、支所の規模や文化ホールについても現在検討を進めているところです。

期間については協議により明確に定めておく必要があるとの報告を行い、次回までの継続協議となりました。

#### ○協議第十号 町、村、字名の取扱いについて

原案どおり承認されました。

### 協議事項

#### ○小委員会報告

家入委員長から、庁舎建設等に

### 提案事項

#### ○新市建設計画について

新市建設計画については、県と

の事前協議をもとに、ユニバーサルデザインや男女共同参画社会の

視点、防犯・交通安全の視点等から修正を加えたことを報告しました。

修正案をもとに、県との正式協議を行うことを提案し、承認されました。

修正案をもとに、県との正式協議を行うことを提案し、承認されました。

#### ○協議第十六号 納税組合・各種奨励金の取扱いについて

再度継続協議となりました。

原案どおり承認されました。



今回の協議において  
確認された事項

協議第十号 町、村、字名の取扱いについて

(二) 町、村、字の区域については、従前のとおりとする。

(三) 町、村、字の名称については、次のとおりとする。

①一の宮町においては、「一の

宮町大字※※」を「阿蘇市一の宮町※※」に置き換える。

②阿蘇町においては、「阿蘇町

大字※※」を「阿蘇市※※」に

置き換える。

③波野村においては、「波野村大字※※」を「阿蘇市波野大字※※」に置き換える。

協議第十六号 納税組合・各種  
奨励金の取扱いについて

納税組合については、存続させるものとする。

納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。

個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については廃止する。

平成十六年二月十日確認



研  
修  
報  
告

## 兵庫県篠山市 に研修して

合併協議会では一月二十日・二十一日、協議会の小委員会九名、町村長二名、総務課長二名、総務部会七名、事務局三名の計二十三名で兵庫県篠山市及び稻美町に視察研修を実施いたしました。

今回の研修は、阿蘇市の本庁舎・市庁舎及び文化ホールの規模、更には職員配置等に関する課題に直面し、これらのことを探討するために実施したものです。

篠山市を研修地としたのは、人口規模や面積が阿蘇市に類似していることと、合併後五年が経ち、施設の利用や職員の配置等改善された経緯がありました。

篠山市は兵庫県多紀郡に位置し、昭和五十年に6町村のうちの3町

十一年、協議会の小委員会九名、町村長二名、総務課長二名、総務部会七名、事務局三名の計二十三名で兵庫県篠山市及び稻美町に視察研修を実施いたしました。

あわせて、文化ホールの設置状況・施設規模・利用状況等も研修いたしましたが、沢山の施設ができました。

今後、総務部会では職員の組織計画、支所職員の組織計画を、また、建設委員会では支所の規模や、文化ホールの規模などそれぞれの意見調整を進めていかなければなりません。



↑篠山市長より挨拶



稻美町文化ホールを研修→

た。平成十一年にその4町村が合併して篠山市となつたものです。

新市の発足当時から本庁集中方

式で、旧町村に支所が置いてあり

ましたが、合併後五年が経ち支所の管理や職員配置も改善され、住民の要望などその変遷を伺う事ができました。

修で得た知識を生かし、合併した新市の施設が、円滑に且つ効果的に運営されていけるよう調整に努めてまいります。

## 阿蘇中部3町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は前回までの協議会で承認された項目

区分	番号	項目	承認
基本的事項	1	合併の方式	<input type="checkbox"/>
	2	合併の期日	<input type="checkbox"/>
	3	新市の名称	<input type="checkbox"/>
	4	新市の事務所の位置	<input type="checkbox"/>
	5	財産及び債務の取扱い	
合併特例法に規定されている協議項目	6	新市建設計画（ビジョン）	<input type="checkbox"/>
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	<input type="checkbox"/>
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	
	9	地方税の取扱い	<input type="checkbox"/>
	10	一般職員の身分の取扱い	<input type="checkbox"/>
その他必要な協議事項	11	特別職等の身分の取扱い	<input type="checkbox"/>
	12	条例、規則等の取扱い	<input type="checkbox"/>
	13	事務機構及び組織の取扱い	<input type="checkbox"/>
	14	一部事務組合の取扱い	<input type="checkbox"/>
	15	使用料、手数料等の取扱い	<input type="checkbox"/>
	16	公共的団体等の取扱い	<input type="checkbox"/>
	17	補助金・交付金等の取扱い	<input type="checkbox"/>
	18	町・村・字名の取扱い	<input type="checkbox"/>
	19	慣行の取扱い	<input type="checkbox"/>
	20	国民健康保険の取扱い	<input type="checkbox"/>
	21	介護保険の取扱い	<input type="checkbox"/>
	22	消防団の取扱い	<input type="checkbox"/>
	23	行政区の取扱い	<input type="checkbox"/>
	24	姉妹都市の取扱い	<input type="checkbox"/>
	25	国際交流事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	26	電算システム事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	27	広報・広聴関係事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	28	防災関係事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	30	保健衛生関係事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	<input type="checkbox"/>
	32	障害者福祉事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	33	高齢者福祉事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	34	児童福祉事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	35	保育事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	36	その他の福祉事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	38	環境対策事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	39	農林水産関係事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	40	商工観光関係事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	41	建設関係事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	42	上・下水道事業の取扱い	<input type="checkbox"/>
	43	学校教育関係の取扱い	<input type="checkbox"/>
	44	社会教育関係の取扱い	<input type="checkbox"/>
	45	その他の事業の取扱い	

## 次回協議会の開催日

第五回合併協議会は、三月九日(火)午後一時三十分から一の宮町就業改善センターで開催いたします。

第6回	回数
開催予定日	場所
16年4月13日	阿蘇町

※協議会の開催日及び開催時間は、毎月第二火曜日午後一時三十分開催を原則としています。

合併協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することができます。また、議事録や合併協議会だよりについては、ホームページにも掲載しています。詳しくは事務局にお尋ねください。

合併協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することができます。また、議事録や合併協議会だよりについては、ホームページにも掲載しています。詳しくは事務局にお尋ねください。

合併協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することができます。また、議事録や合併協議会だよりについては、ホームページにも掲載しています。詳しくは事務局にお尋ねください。

## 協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、公開を原則としています。どなたでも傍聴できます。

ただし、傍聴席の数には限りがありますから、傍聴者が多数の場合は会議前に抽選をさせていただ

く場合があります。

## 編集後記

二月十四日恒例のバレンタインデーの日に、待望の春一番が吹きました。いよいよ春の訪れも間近となり、草原の野焼きも始まりました。合併協議会も協議項目は、あと二項目となりましたが、事務的な調整事項は今からが大変です。

雄大な阿蘇の大自然の中に、阿蘇郡があり、その郡の中に十二の自治体がそれぞれ特色ある生活をしてきました。今回の町村合併で半数ぐらいの自治体になると思います。

昔より、「阿蘇は一つ」の言葉がありました。今回の合併の話も、当初は「阿蘇郡は一つ」の大合併の話から始まりましたが、初期の調整段階でそれぞれの思いが異なり、いつきに一つになることはできませんでした。しかし、やがて将来は、大きな自治体となっていくことでしょう。

この3町村合併も、阿蘇市の将来のことを考えながら、互譲の精神で調整に努め、新市誕生桜満開の春を迎えるものです。